

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年11月1日(2007.11.1)

【公開番号】特開2005-224276(P2005-224276A)

【公開日】平成17年8月25日(2005.8.25)

【年通号数】公開・登録公報2005-033

【出願番号】特願2004-33235(P2004-33235)

【国際特許分類】

**A 6 3 F 7/02 (2006.01)**

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 5 Z

A 6 3 F 7/02 3 0 4 B

【手続補正書】

【提出日】平成19年9月18日(2007.9.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技盤面に配備された始動口に入球した遊技球を検出する入賞検出部材を備えた遊技機において、

前記入賞検出部材は、識別情報を記録した第1識別情報記録手段を備え、

前記第1識別情報記録手段は、読取手段から発せられる所定の電波に応じて、記憶している識別情報を発信するアンテナを内蔵した非接触式のICチップであり、

前記ICチップは、前記入賞検出部材に内蔵されている

ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

請求項1に記載の遊技機において、

前記入賞検出部材の識別情報と関連付けて、前記第1識別情報記録手段における入賞検出部材の識別情報の暗号化と異なる形態で暗号化して記録した第2識別情報記録手段を備え、

かつ、前記第2識別情報記録手段は入賞検出部材以外の構成物品に備えられている  
ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

すなわち、請求項1に記載の発明は、遊技盤面に配備された始動口に入球した遊技球を検出する入賞検出部材を備えた遊技機において、

前記入賞検出部材は、識別情報を記録した第1識別情報記録手段を備え、

前記第1識別情報記録手段は、読取手段から発せられる所定の電波に応じて、記憶している識別情報を発信するアンテナを内蔵した非接触式のICチップであり、

前記ICチップは、前記入賞検出部材に内蔵されることを特徴とするものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

[作用・効果] 請求項1に記載の発明によれば、遊技機は、始動口に入球した遊技球を検出する入賞検出部材を備える。入賞検出部材は、識別情報を記録した第1識別情報記録手段を備えている。この第1識別情報記録手段は、読み取り手段から発せられる所定の電波に応じて、記憶している識別情報を発信するアンテナを内蔵した非接触式のICチップであり、このICチップは、入賞検出部材に内蔵されている。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

つまり、読み取り手段を第1識別情報記録手段に接触させることなしに記録されている識別情報を読み取ることができ、その読み取り結果から遊技盤の始動口に備わった入賞検出部材の状況を容易に判定することができる。例えば、識別情報の読み取り時に、識別情報を読み取ることができなかったり、異なる情報を読み取ったりした場合に、入賞検出部材になんらかの不正が行なわれたと判定することができる。したがって、入賞検出部材を不正品に交換した場合に第1識別情報記録手段と同一のものを備えていなければ、読み取り手段で検査をしたときに、入賞検出部材に対する不正を容易に判定することができる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

また、識別情報を暗号化した場合には、当該暗号を解読することは困難であるし、暗号を解読したとしても同一の形式に暗号化した第1識別情報記録手段を模倣することは、さらに困難である。したがって、入賞検出部材に対する不正を抑止することができる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0061

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0061】

この発明に係る遊技機によれば、始動口に入球した遊技球を検出する入賞検出部材を識別するための識別情報を記録する第1識別情報記録手段は、その記録内容を読み取り手段を利用して非接触で読み取られるようになっており、その読み取り結果から遊技盤の始動口に備わった入賞検出部材の状況を容易に判定することができる。したがって、入賞検出部材を不正品に交換した場合に第1識別情報記録手段と同一のものを備えていなければ、読み取り手段で検査をしたときに、入賞検出部材に対する不正を容易に判定することができるし、識別情報を読み取ることができない場合も不正が行なわれた可能性があると判定することができる。したがって、入賞検出部材に対する不正を抑止することができる。